

香春町部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、世界人権宣言の精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念に基づき、また同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)の趣旨を踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、必要な事項を定めることにより、部落差別のない香春町を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講じなければならない。

2 香春町職員は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、町の施策を充分に理解し、部落差別の解消に努めるものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別の課題解決のために必要な施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、さまざまな人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 町は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第6条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、関係団体と協力し、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の充実を図るものとする。

(調査の実施)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実を図るものとする。

(審議会)

第9条 部落差別の解消に関する重要事項について、調査及び審議するため、香春町部落差別解消審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(香春町同和問題の早期解決に関する条例の廃止)

2 香春町同和問題の早期解決に関する条例（平成8年香春町条例第10号）は、廃止する。